

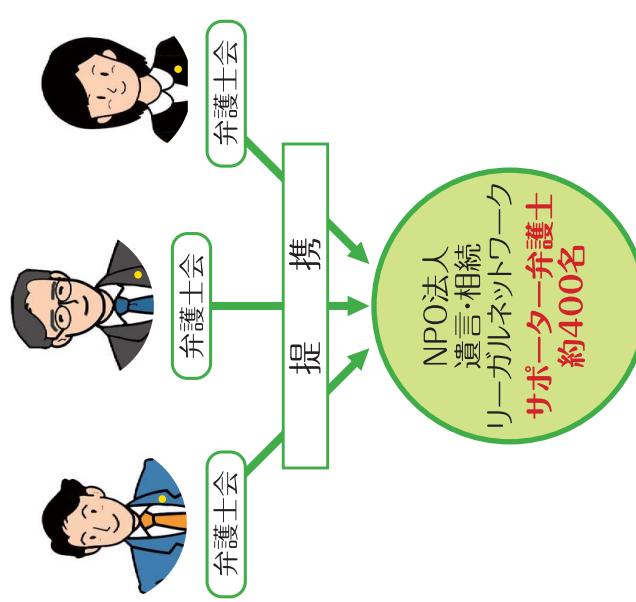
NPO法人 遺言・相続リーガルネットワークとは？

どのような弁護士を紹介して
もらえるのですか？

NPO法人

平成18年8月、遺言・相続に関する法的サービスを広く社会に提供することを志し、100名を超える若手弁護士が結集し、日本弁護士連合会に遺言信託プロジェクトチームを発足させました。平成20年4月25日、このプロジェクトチームのメンバーが中心となって、さらなる機動的な活動を目指して設立したのがNPO法人遺言・相続リーガルネットワークなのです。

現在、東京弁護士会、大阪弁護士会、ほか全国の弁護士会との提携を進める一方で、金融機関ほか多数の企業団体とも提携関係を構築し、高度な法的サービスをより多くの人々に提供すべく全国で活動しています。



平成20年4月25日設立

日本弁護士連合会
遺言信託プロジェクトチーム

遺言・相続 リーガルネットワーク

所属する弁護士会において、遺言・相続に精通する者として名簿に登録された弁護士をご紹介します。

どのようなことを弁護士に
依頼することができますか？

ご希望をどのように実現するかにあたり、法的リスクの有無や対応について弁護士がアドバイスし、あなたの遺言作成をお手伝いします。
また、遺言内容を実現するための遺言執行を依頼できるほか、葬儀の方法や内容についてなど、ご自分が亡くなった後に発生する事務（死後事務）について予め弁護士に依頼することができます。

お問い合わせ

- 弁護士の紹介をご希望される方
- セミナーへの講師派遣をご希望の方
- その他遺言・相続に関するお問い合わせ

お気軽にお電話下さい。

特定非営利活動法人
遺言・相続リーガルネットワーク

〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル7階
TEL：03-3272-7271
E-mail：info@yuigonsosoku.org
ホームページ：http://yuigonsosoku.org

03-3272-7271

(受付時間：平日午前9:00～午後5:30)

info@yuigonsosoku.org

NPO法人 遺言・相続リーガルネットワークの活動

報酬等について

【遺言・相続に関するセミナーを開催しています】 ～難しそうな相続・遺言のお話をやさしく説明いたします～

遺言・相続リーガルネットワークでは、全国で遺言・相続に関するセミナーを開催しています。また、各種セミナーへの講師派遣も行っていますので、是非、ご活用ください。

セミナーの内容の例

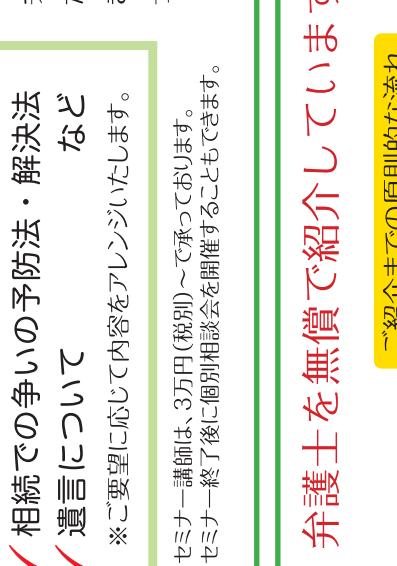
- ✓ 相続についての基礎知識
- ✓ 相続での争いの予防法・解決法など
- ✓ 遺言について
- ※ご要望に応じて内容をアレンジいたします。

※セミナー講師は、3万円(税別)～で承っております。
※セミナー終了後に個別相談会を開催することもできます。



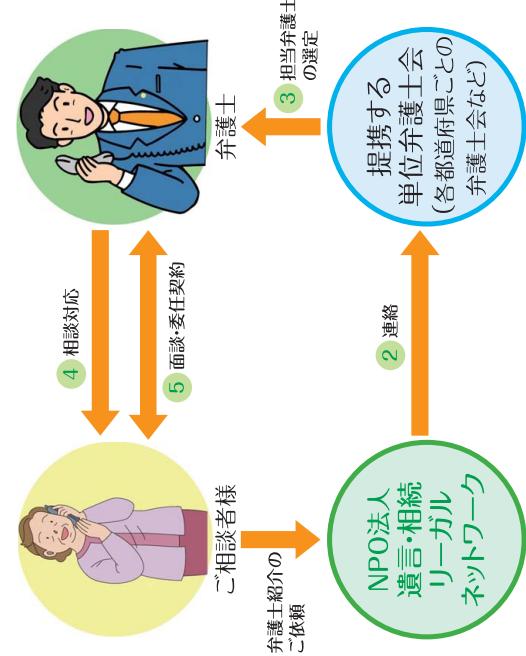
遺言・相談会風景

ご紹介までの原則的な流れ

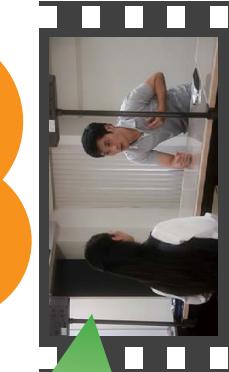


【弁護士を無償で紹介しています】 ～あなたに最適な弁護士をご紹介いたします。～

ご紹介までの原則的な流れ



ドラマ仕立てで
わかりやすい！



ショートムービーの一場面

弁護士監修のショートムービーをご覧いただきながら、相続の基本知識や遺言の書き方といった相続への準備について、弁護士講師がわかりやすく説明いたします。

● ご面談いただいた上で、相談で終了する場合には、相談料(30分あたり5000円(税別))を担当弁護士にお支払いいただきます。

※ただし、相談に引き続き遺言書の作成を依頼され場合には、この相談料は掛かりません。

● 弁護士に遺言書の作成を依頼する場合には、原則として、10万円(税別)の手数料を担当弁護士にお支払いいただきます。

● 遺言執行については、信託銀行などが行う「遺言信託業務」の平均報酬額の4分の3程度を報酬としてお支払いいただきます。

※報酬の詳細は、ホームページにも記載しております。
ご不明な点はお気軽にご質問ください。

<http://yuigonsozoku.org/>



1 皆様より、NPO法人 遺言・相続リーガルネットワークに、弁護士紹介をいただきます。

2 当NPOより、連携する各地の弁護士会に遺言・相続業務を取り扱う弁護士の派遣を依頼します。

3 各地の弁護士会は、予め登録してあるリストに基づき、担当弁護士を選定します。

4 選定された弁護士は、ご相談者様に直接ご連絡し、面談日調整等を行います。

5 弁護士と面談していただき、相談を開始します。相談だけで終了となる場合には、相談料をお支払いいただきます。(相談に引き続き、遺言書作成、遺言の執行等を依頼される場合には、報酬等をご説明の上、弁護士と委任契約を結びます。)